

「非居住者が租税協定に定める待遇を享受することに関する管理弁法(試行)」

(2009年10月1日 施行)

2009年9月

日本貿易振興機構(ジェトロ)上海センター編

* 中国政府が発表した原文については、以下の URL よりご参照いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9248284.html>

【法令名称】非居住者が租税協定に定める待遇を享受することに関する管理弁法(試行)
【発布機関】国家税務総局
【発布番号】国税発[2009]124号
【発布日】2009-08-24
【施行日】2009-10-01
【時限性】現行有効
【効力等級】部門規則
【全文】

「非居住者が租税協定に定める待遇を享受することに関する管理弁法(試行)」の印刷・発布
についての国家税務総局の通知

国税発[2009]124号

各省、自治区、直轄市及び計画単列市における国家税務局、地方税務局:

非居住者が租税協定に定める待遇を享受することに関する管理業務を規範化し、強化するために、税務総局が「非居住者が租税協定に定める待遇を享受することに関する管理弁法(試行)」を制定し、ここに印刷・発布し、それに従い執行するものとする。

添付資料: (中国語原文のみ)

- [1.非居住者租税協定待遇享受届出報告表](#)
- [2.非居住者租税協定待遇享受審査認可申請表](#)
- [3.非居住者租税協定待遇享受身分情報報告表\(企業適用\)](#)
- [4.非居住者租税協定待遇享受身分情報報告表\(個人適用\)](#)
- [5.非居住者租税協定待遇享受審査認可執行状況報告表](#)
- [6. 非居住者租税協定待遇享受集計表](#)

国家税務総局

二〇〇九年八月二十四日

1/14

非居住者が租税協定に定める待遇を享受することに関する管理弁法(試行)

第一章 総則

第一条 非居住者が租税協定に定める待遇を享受することに対する管理の規範化及び強化のため、「中華人民共和国個人所得税法」及びその実施条例、「中華人民共和国企業所得税法」及びその実施条例、「中華人民共和国租税徴収管理法」(以下、「徴管法」という)及びその実施細則(以下、「国内租税法律規定」という)、及び中華人民共和国政府が対外的に締結した二重課税回避協定書(香港、マカオ特別行政区と締結した租税手配を含む。以下、「租税協定」という)等の関係する規定に基づき、本弁法を制定する。

第二条 中国において納税義務が生じる非居住者が租税協定待遇を享受する必要がある場合、本弁法を適用する。租税協定国際運輸条項に定める待遇を除く。

本弁法にいう「租税協定待遇」とは、租税協定に従い、国内租税法律規定に基づき履行しなければならない納税義務を減輕、又は免除できることをいう。

第三条 非居住者が租税協定待遇を享受する必要がある場合、本弁法の規定に従い審査認可又は届出手続を行わなければならない。審査認可又は届出手続を行わなかった場合、関係する租税協定待遇を享受してはならない。

第四条 税務機関は、納税者に優れた、効率的なサービスを提供し、電話、面談、インターネット、書状等の多様な方式にて速やかに非居住者が租税協定待遇を享受することに関する税務相談に応じなければならない。

第五条 本弁法にいう非居住者とは、国内租税法律規定または租税協定に基づき、中国租税居住者に該当しない納税者(非居住者企業と非居住者個人を含む)をいう。

第六条 本弁法にいう主管税務機関とは、非居住者の中国における納税義務に対して、租税法律規定に基づき徴収管理職責を有する国家税務局又は地方税務局をいう。

第二章 審査認可申請と届出報告

第七条 非居住者は下記の租税協定条項に定める租税協定待遇を享受する必要がある場

2/14

合、主管税務機関又は審査認可の権限を有する税務機関に租税協定待遇享受審査認可申請を提出しなければならない。

(一) 租税協定における配当金条項。

(二) 租税協定における利息条項。

(三) 租税協定における特許権使用料条項。

(四) 租税協定における財産収益条項。

第八条 本弁法に定める審査認可の権限を有する税務機関は、省、自治区、直轄市及び計画単列市の税務機関(以下、「省級税務機関」という)が現地の機関の設置状況、人員配置及び作業量等の実際状況に基づき確定した後、速やかに公布し、かつ国家税務総局に届ける。

第九条 本弁法第十条の規定に従い、非居住者租税協定待遇享受審査認可申請を行う際に、納税者は下記の資料を記入し、かつ提出しなければならない。

(一) 「非居住者租税協定待遇享受審査認可申請表」(添付資料 2 を参照する)。

(二) 「非居住者租税協定待遇享受身分情報報告表」(企業と個人に分けて記入する。添付資料 3 と添付資料 4 を参照する)。

(三) 租税協定を締結した相手方の主管当局が前年度(西暦)開始以降に発行した納税居住者身分証明書。

(四) 取得した関連所得に関する財産権利証、契約書、協議書、支払証憑等の権利証明、又は仲介機構、公証機構が発行した関係証明。

(五) 税務機関が提供を要求した租税協定待遇享受に関するその他の資料。

前項の規定に基づき資料を提出する際に、非居住者がすでに主管税務機関に提出した資料を提出しなくてもよい。但し、受理した主管税務機関の名称及び受理時間を報告しなければならない。

第十条 同一非居住者の同一項目の所得が、審査認可を申請しなければならない同一租税協定待遇を複数回享受することが必要である場合、租税協定待遇享受審査認可手続きを初めて行ってからの 3 年度(西暦)以内(本年度を含む)は、同一項目の所得について同一主管税務

3/14

機関における審査認可申請の重複提出を免除することができる。

前項に定める同一項目の所得とは、次に掲げる所得の一つをいう。

- (一)同一企業における同一持分性投資の保有により取得された配当金。
- (二)同一債務者の同一債権の保有により取得された利息。
- (三)同一の当事者に同一権利を許可することにより取得された特許権使用料。

本条第一項にいう同一租税協定待遇とは、同一租税協定における同一条項に定める租税協定待遇を指し、異なる租税協定における同一条項又は同一租税協定における異なる条項に定める租税協定待遇を含まない。

第十一条 非居住者が下記の租税協定条項に定める租税協定待遇を享受する必要がある場合、納税義務が発生する前、又は関係する納税義務を申告する際に、納税者又は源泉徴収義務者は主管税務機関に届出なければならない。

- (一)租税協定における恒久的施設及び営業利益条項。
- (二)租税協定における独立個人の役務条項。
- (三)租税協定における非独立個人の役務条項。
- (四)本条第(一)項から第(三)項及び本弁法第七条に列挙した租税協定条項以外のその他租税協定条項。

第十二条 本弁法第七条の規定に従い届出を行う際に、納税者は下記の資料を記入し、かつ提出しなければならない。

- (一)「非居住者租税協定待遇享受届出報告表」(添付資料 1 を参照する)。
- (二)租税協定を締結した相手方の主管当局が前年度(西暦)開始以降に発行した納税居住者身分証明書。
- (三)税務機関が提供を要求した租税協定待遇享受に関するその他の資料。

前項の規定に従い資料を提出する際に、納税者又は源泉徴収義務者は、「非居住者が工事

請負作業及び役務提供を行なうことに関する税込管理暫定弁法」(国家税務総局令第 19 号)第十三条第一項第(四)号に定める「非居住者企業が工事請負作業、役務提供を行なうことに関する租税協定待遇享受報告表」及びすでに主管税務機関に提出したその他の資料を改めて記入しなくてもよい。

第十三条 非居住者に発生した納税義務が、国内租税法律規定に基づき、源泉徴収を実行する場合、本弁法第七条の規定に従い届出を行う際に、納税者は、本弁法第八条の規定により記入し、提出しなければならない資料を源泉徴収義務者に提出するものとし、源泉徴収義務者はそれらの資料を源泉徴収報告書の添付資料として、主管税務機関に届け出る。

第三章 審査認可と執行

第十四条 税務機関は非居住者の租税協定待遇享受審査認可申請を受けた後、次の各号に掲げる状況に応じてそれぞれ取り扱わなければならない。

(一) 主管税務機関は審査認可の権限を有する税務機関ではないが、非居住者の租税協定待遇享受審査認可申請を受ける場合、主管税務機関が審査認可の権限を有する税務機関の規定に従い、審査認可の権限を有する上級の税務機関に直接に報告するか又は順次に報告する。

(二) 審査認可の権限を有する税務機関は、関係する状況の調査、確認を下級税務機関に要求、又は委託することができる。

(三) 本弁法第十五条の規定に基づき受理しない審査認可申請に対して、審査認可の権限を有する税務機関は、申請人に受理しない決定及びその理由を速やかに書面にて告知しなければならない。

(四) 審査認可申請及び提供された関係資料に、不正確、不備等の審査認可の要求を満たさない状況が存在する場合、審査認可の権限を有する税務機関は、申請人に告知し、且つ申請人による訂正または補正を許可しなければならない。

第十五条 次に掲げる状況の一つに該当する場合、審査認可の権限を有する税務機関は、非居住者の租税協定待遇享受審査認可申請を受理しないことができる。

(一) 国内租税法律規定に基づき、納税義務を構成しない所得事項。

(二) 享受を申請する租税協定待遇は、本弁法第七条に定める審査認可しなければならない

範囲に該当しない場合。

(三) 審査認可申請を提出した時間は、すでに本弁法第二十一条及び第二十八条に定める租税協定待遇を遡及的に享受できる時限を超えている場合。

(四) 本弁法の規定に従い租税協定待遇享受に関係する資料を提供せず、又は提供された資料は要求を満たしておらず、且つ審査認可の権限を有する税務機関が訂正或いは補正を通知してから 90 日以内に依然として訂正或いは補正を行わず、且つ正当な理由もない場合。

(五) その他の受理してはならない状況。

第十六条 審査認可の権限を有する税務機関または主管税務機関が非居住者の租税協定待遇享受申請を受けた日より下記の期間内に、審査認可の権限を有する税務機関は審査認可の決定(受理しない決定を含む)を出し、且つ書面にて審査認可の結果を申請人に通知しなければならない。租税協定待遇の享受に同意しないまたは本弁法第十七条の規定に基づき、一時的に租税協定待遇を享受しない旨の決定を出した場合、その理由を説明しなければならない。

(一) 県、区級及びその下級の税務機関が審査認可を行う場合には 20 業務日。

(二) 地区、市級の税務機関が審査認可を行う場合には 30 業務日。

(三) 省級税務機関が審査認可を行う場合には 40 業務日。

前項に定める期間内に決定できない場合、審査認可の権限を有する税務機関の責任者の認可を経た上、10 業務日を延長することができ、かつ期間延長の理由を申請人に告知する。

審査認可の権限を有する税務機関は、本条の前 2 項に定める期間内に書面にて審査認可結果を申請人に通知しない場合、審査認可の権限を有する税務機関がすでに非居住者の租税協定待遇享受を許可する審査認可決定を出したと見なす。

第十七条 非居住者の租税協定待遇享受審査認可申請を審査する際に、審査認可の権限を有する税務機関は、非居住者が租税協定待遇を享受できるか否かを的確に判断できないことを発見した場合、一時的に関係する租税協定待遇を執行しないこと及びその理由を書面にて申請人に通知し、かつ関係状況を上級税務機関に報告しなければならない。相互協議又は情報交換手続きを開始する必要がある場合、同時に関係規定に基づき相応する手続きを開始しなければならない。

前項に述べる上申状況を取り扱う各級税務機関は、本弁法第十六条に定める業務期間内に取扱決定を行い、かつ審査認可の権限を有する税務機関に直接に又は順次に通知しなければならない。若しくは再上申手続きを完了し、国家税務総局まで順次に報告する。

第十八条 租税協定待遇の享受に同意する審査認可を取得した後、納税者又は源泉徴収義務者は納税申告を行う際に、審査認可の決定に従い執行できる。但し、「非居住者租税協定待遇享受執行状況報告表」(添付資料 5 を参照する)を記入し、主管税務機関に実際の執行状況を報告しなければならない。

第四章 後続の管理

第十九条 非居住者はすでに本弁法第二章と第三章の規定に従い、届出手続又は審査認可手続を終わっており、かつ実際に租税協定待遇を享受している場合、納税者、源泉徴収義務者及び税務機関は、本章の規定に従い、引き続き非居住者租税協定待遇享受の後続管理作業を遂行しなければならない。

第二十条 納税者または源泉徴収義務者が本弁法の規定に従い、すでに報告した情報に変更が生じた場合、次の各号に掲げる状況に応じてそれぞれ取り扱わなければならない。

(一) 変更が生じた情報が、非居住者が引き続き関係する租税協定待遇を享受することに影響しない場合、引き続き関係する租税協定待遇を享受、又は執行することができる。

(二) 変更が生じた情報に起因し、非居住者が関係する租税協定待遇の享受を変えるべきであった場合、本弁法の規定に従い、再び届出手続又は審査認可手続を行わなければならない。

(三) 変更が生じた情報に起因し、非居住者が引き続き関係する租税協定待遇を享受すべきではなかった場合、変更が生じた日から直ちに関係する租税協定待遇の享受又は執行を停止しなければならない。かつ国内租税法律規定に従い納税申告を行い、又は源泉徴収義務を履行しなければならない。

第二十一条 中国において納税義務が生じた非居住者は租税協定待遇を享受できるにもかかわらず、それを享受せず、かつ享受できるべきであった当該租税協定待遇を享受しないことにより、税金を過大納付した場合、当該過大納付した税金を清算する日から 3 年間以内において、主管税務機関に租税協定待遇の遡及的享受を申請することができ、また、本弁法の規定に従い届出手続又は審査認可手続を行い、かつ主管税務機関の許可を経た上、租税協定待遇を遡及的に享受し、過大納付した税金の還付を受けることができる。前述の期間を超過した

場合、主管税務機関はその申請を受理しない。

前項の規定に従い取得した還付税金は、徴税法実施細則第七十八条第二項に定める税金の減免・還付に該当し、利息は返還しない。

第二十二條 納税者又は源泉徴収義務者はすでに関係租税協定待遇を享受、又は執行した場合、非居住者の租税協定待遇享受に関わる証憑、資料を取得、かつ保管しなければならず、保管する期間は、10年を下回ってはならない。

第二十三條 主管税務機関は、非居住者租税協定待遇享受の審査認可、届出及び執行状況に関係する情報を収集、保管しなければならず、関係するデータの完全性と正確性を確保し、かつ納税回避防止調査、租税情報交換、税務検査及び相互協議等の国際的租税管理手順との情報共有及び相互交流の動態管理・モニタリングメカニズムを確立しなければならない。

各級税務機関は、その管轄する区域内における非居住者の租税協定待遇享受状況の集計・統計作業を遂行し、年ごとに上級税務機関に「非居住者租税協定待遇享受執行状況集計表」(添付資料6を参照する)を提出しなければならない。

第二十四條 税務機関は、審査・納税評価、納税検査、執法検査等の徴収管理若しくは監督段階を通じて、租税協定執行リスクに基づき、非居住者が既に享受している租税協定待遇(届出類と審査認可類を含む)から、毎年定期的に又は不定期的にランダムに一定数量のサンプルを抽出して、審査、照合又は再検査を行う。審査、照合又は再検査の内容は下記の通りとする。

(一)非居住者は租税協定待遇享受の条件に合致しているか否か、関連状況を隠蔽する又は虚偽の資料を提供する等の手段により租税協定待遇を騙し取ったか否か。

(二)非居住者が租税協定待遇を享受する条件に変化が生じた場合、規定に従い正確な税務処理を行ったか否か。

(三)税務機関の認可を経ず又は届出を行わずに無断で租税協定待遇を享受している状況が存在するか否か。

(四)審査認可の権限を有する税務機関は、本弁法に定める審査認可の職責を正確に履行したか否か、審査認可決定は適切であったか否か。

(五)本規定を正確に執行しなかったその他の状況が存在するか否か。

第二十五条 非居住者がすでに租税協定待遇を享受した状況を審査する際に、主管税務機関は、報告責任者が本弁法に定める報告義務を未履行又は不完全履行であることを発見した場合、又は報告責任者の提供済みの資料以外に、非居住者の租税協定待遇享受に関するその他の資料を追加提供することが必要である場合、期限を定めて報告責任者に関係資料の提供を要求することができる。

本弁法に定める報告責任者には、関係規定に基づき、税務機関に情報を報告、又は資料を提供しなければならない納税者、源泉徴収義務者又はその他の関係責任者が含まれる。

第二十六条 非居住者租税協定待遇享受の各業務を取り扱う過程において、税務機関の間（国家税務機関と地方税務機関との間及び地区を跨ぐ税務機関の間を含む）は、お互いに支持、協力し、情報共有の実現に努めなければならない。

非居住者租税協定待遇享受に関する情報管理は複数の主管税務機関又は審査認可の権限を有する税務機関に係わる場合、各税務機関は、その他の関係する税務機関に情報の調査、確認に協力するよう要求することができる。要求を受けた税務機関は、調査、確認の協力要求を受けた日から20日以内に取り扱状況について返答しなければならない。

異なる主管税務機関又は審査認可の権限を有する税務機関は、同一の非居住者が租税協定待遇の同一事項を享受することに係わる場合、できるだけ意見が一致するよう調整しなければならない。意見が一致しない場合、共同の上級税務機関に報告し、裁定を行う。

第二十七条 主管税務機関は、非居住者がすでに租税協定待遇を享受しているが、次に掲げる状況の一つがあることを発見した場合、非居住者の租税協定待遇享受を許可しない旨の処理決定を出さなければならない。

（一）本弁法の規定に従い、審査認可申請を提出せず、又は審査認可申請を提出したが、審査認可の権限を有する税務機関は非居住者の租税協定待遇の享受を許可する旨の決定を出していない、又は許可決定を出したと見なされず、かつ主管税務機関に期限を定めて是正を命じられたにもかかわらず、依然として是正を行わず、かつ正当な理由もない場合。

（二）本弁法の規定に従い、届出報告を行わず、かつ主管税務機関に期限を定めて是正を命じられたにもかかわらず、依然として是正を行わず、かつ正当な理由もない場合。

（三）本弁法の規定に従い、関係する資料を提供せず、かつ主管税務機関に期限を定めて是正を命じられたにもかかわらず、依然として是正を行わず、かつ正当な理由もない場合。

(四) 主管税務機関に要求された期間内に関係する資料の追加提供を行わず、かつ正当な理由もない場合。

(五) 状況の変更により、租税協定待遇の享受を停止しなければならないが、本弁法第二十条第(三)号の規定に従い、関係する租税協定待遇の享受を直ちに停止しなかった場合。

(六) 調査、確認の結果、租税協定待遇を享受してはならないその他の状況。

第二十八条 本弁法第二十七条第(一)号から第(四)号の状況に該当する非居住者は、追徴された税金を清算する日から3年間以内に、主管税務機関に租税協定待遇の遡及的享受を申請でき、かつ主管税務機関の要求に従い、本弁法に違反する行為を是正し、税務機関の確認を経て、確かに関係する租税協定待遇を享受できると認定された後、関係する租税協定待遇を遡及的に享受し、追徴された税金を還付できるが、関係する延滞金、罰金及び利息は返還しない。

第二十九条 納税者が税務主管当局に相互協議を申請した場合、租税協定の相互協議手順条項及び関係する規定に従い執行する。本弁法第二十一条と第二十八条に定める期限に制限されない。

第三十条 非居住者がすでに租税協定待遇を享受した状況又は租税協定待遇の遡及的享受申請を審査する際に、主管税務機関は、非居住者が関係する租税協定待遇を享受できるか否かを的確に判断できないことを発見した場合、関係状況を上級税務機関に報告しなければならない。相互協議又は情報交換手続きを開始する必要がある場合、同時に関係規定に基づき相応する手続きを開始しなければならない。一時的に税金還付を行わないと決定する、又は納税者又は源泉徴収義務者に一時的に租税協定待遇を享受しないあるいは執行しないよう要求する、又は関係規定に基づき納税担保を提供するよう要求する場合、処理決定及びその理由を書面にて納税者又は源泉徴収義務者に通知しなければならない。

第三十一条 各級税務機関は、非居住者租税協定待遇享受に対する管理業務を職場責任制審査制度の中に組み入れ、租税行政執法責任追及制度に基づき、下記の内容を追加、整備する。□

(一) フォロー及びフィードバック制度の確立及び健全化を行なう。税務機関は、定期的に又は不定期的に非居住者租税協定待遇享受審査認可または届出作業の状況に対してフォロー及びフィードバックを行い、適時に業務メカニズムを整備する。

(二) 記録文書の評価審査制度を確立する。各級税務機関は、非居住者が租税協定待遇を

享受する過程及び結果を反映する記録文書の作成、健全化を行い、各種記録文書資料を適切に保管し、上級税務機関は、定期的に記録文書資料に対して評価審査を行わなければならない。

(三)階層監督制度を確立する。上級税務機関は、経常的に監督を行う制度を確立しなければならない。下級税務機関による租税協定執行状況に対する監督を強化し、租税協定執行の正確度を絶えず高める。

第五章 法的責任

第三十二条 主管税務機関は、非居住者がすでに享受した租税協定待遇に次に掲げる状況の一つがあることを発見した場合、徴管法第六十二条の規定に従い取り扱う。

(一)本弁法の規定に従い、審査認可申請を提出せず、または審査認可申請を提出したが、審査認可の権限を有する税務機関は、非居住者が租税協定待遇を享受することを許可する旨の決定を出していない、又は許可決定を出したと見なされない場合。

(二)本弁法の規定に従い、届出報告を行わない場合。

(三)本弁法の規定又は主管税務機関の要求に従い関係する資料を提出しない場合。

第三十三条 本弁法の規定に基づき報告、又は提出しなければならない資料が、同一報告責任者が過去に同一主管税務機関に報告又は提出した資料と同じである場合、当該同一報告責任者は、関係資料の重複報告又は提出を免除することがきる。

第三十四条 主管税務機関は本弁法第二十七条の規定を執行する際に、次の各号に掲げる状況に応じて納税者と源泉徴収義務者に対してそれぞれ取り扱う。

(一)国内租税法律規定に基づき、自ら納税申告を行う場合、徴管法の関係する規定に従い、納税者に税金を追徴し、かつ延滞金を徴収する。そのうち、納税者が記帳証憑を偽造、変造、隠匿、みだりに毀損を行う又は帳簿上の支出の過大計上、収益の未計上、過小計上、又は税務機関からの申告通知を無視し申告を拒否或いは虚偽の納税申告を行うという手段によって、租税協定待遇の不当享受を目的として、納税額の未納又は過少納付行為を行った場合は、徴管法第六十三条第一項の規定に従い処罰を与える。

(二)国内租税法律規定に基づき源泉徴収を実行しなければならない場合、徴管法の関係する規定に従い、納税者に税金を追徴する。源泉徴収義務者に対しては、徴管法第六十九条の

規定に従い取り扱う。

第三十五条 税務機関は、本弁法の規定に従い、速やかに非居住者租税協定待遇享受に係る事項を取り扱わなければならない。税務機関の責任により取扱上の誤りが生じた場合、徴管法及び租税執法責任制の関係規定に基づき、責任を追及しなければならない。

下記の時間は、税務機関が本弁法の規定に従い、関係する事項を取り扱う業務時間に計上しない。

(一)納税者または源泉徴収義務者が要求に従い、資料を追加提供する時間。

(二)租税協定を締結した相手方の主管当局と情報交換または相互協議を行う時間。

第三十六条 非居住者租税協定待遇享受の審査認可は、納税者又は源泉徴収義務者が提供した資料と租税協定に定める条件との関連性を審査するものであり、納税者又は源泉徴収義務者の真実の申告責任を変更するものではない。

第三十七条 審査認可の権限を有する税務機関は、納税者又は源泉徴収義務者が虚偽の情報資料を提供することにより、租税協定待遇享受を許可する旨の決定を出した場合、審査認可の権限を有する税務機関又はその上級税務機関による確認を経た上、元の審査認可決定の取消権利を有し、かつ次の各号に掲げる状況に応じてそれぞれ取り扱う。

(一)納税者又は源泉徴収義務者はまだ元の審査認可決定を執行していないが、非居住者が依然として関係する租税協定待遇を享受する必要がある場合、改めて審査認可手続を取り扱うよう要求することができる。

(二)納税者又は源泉徴収義務者はすでに元の審査認可決定を執行したが、状況を確認した結果、非居住者が租税協定待遇を享受してはならないと認定できない場合、本弁法第三十二条の規定に従い取り扱い、かつ期限を定めて改めて審査認可手続を取り扱うよう命じる。

(三)納税者又は源泉徴収義務者はすでに元の審査認可決定を執行し、かつ状況を確認した結果、非居住者が租税協定待遇を享受してはならないことが認定できる場合、本弁法第二十七条と第三十四条の規定に従い取り扱う。

第三十八条 税務機関の不適切な審査認可により、居住者が租税協定待遇を享受すべきではないにもかかわらず、実際に租税協定待遇を享受している場合、納税者又は源泉徴収義務者による虚偽な情報資料提供に起因する場合を除き、徴管法第五十二条第一項の規定に従

い取り扱う。

第三十九条 納税者又は源泉徴収義務者が本弁法に違反した行為が、国内租税法律規定に違反した行為であると認定され、かつすでに国内租税法律規定に従い責任を追及し、処理を行っている場合、本弁法に従い重複して責任を追及しない。

第四十条 納税者又は源泉徴収義務者は、主管税務機関又は審査認可の権限を有する税務機関が出した本規定に係る各種の処理決定に不服がある場合、関係する規定に従い理由を陳述、意見の弁明、聴聞要求、行政不服審査を申立る又は訴訟を提起することができる。

第六章 附則

第四十一条 非居住者は、本弁法に定める非居住者が取り扱うべき事項を代理人に委託することができる。代理人が非居住者に委託された事項を代行して取り扱う際に、非居住者による書面の授權委託書を提出しなければならない。

第四十二条 納税者又は源泉徴収義務者は、本弁法の規定に基づき提供しなければならない証憑又は証明のコピーを税務機関に提供することができる。但し、原本の保管場所を明記し、報告責任者の印鑑を押捺し、かつ税務機関の要求に従い原本を照合検査に提出しなければならない。

第四十三条 本弁法の規定に従い報告又は提供した資料は中国語で作成しなければならない。関係する資料の原本は外国語であり、かつ税務機関は関連規定に基づき、中国語に訳すことを要求する場合、報告責任者は、税務機関の要求に従い、中国語に訳さなければならない。

第四十四条 租税協定、又は国家税務総局が租税協定を締結した相手方の税務主管当局と相互協議を経た上締結した租税協定の執行に係る協議書が、本弁法の規定と異なる場合、租税協定又は協議書に従い執行する。

第四十五条 本弁法は 2009 年 10 月 1 日より施行する。『『外国居住者二重課税回避協定書待遇享受申請表』の改正に関する国家税務総局の通知』(国税函発[1995]089 号)は同時に廃止する。

租税協定待遇を享受する必要がある納税義務者が、2009 年 10 月 1 日(当日を含む)以降に発生した場合、全て本弁法に従い執行する。2009 年 10 月 1 日以前に発生した納税義務が、2009 年 10 月 1 日以降に租税協定待遇を遡及的に享受する必要がある場合も、本弁法の規定

に従い執行するものとする。